

砥 部 町 長 佐 川 秀 紀 様  
砥 部 町 議 会 議 長 松 崎 浩 司 様  
砥部町教育委員会教育長 武 智 省 三 様

砥 部 町 監 査 委 員 影 浦 浩 二  
砥 部 町 監 査 委 員 中 島 博 志

## 平成 30 年度 定期監査結果報告書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 4 項の規定に基づき、定期監査を実施したので、その結果について同条第 9 項の規定により次のとおり報告する。

### 1 監査事項

随意契約に関する事務の執行について

### 2 監査の実施日

平成 31 年 1 月 25 日（金）

### 3 監査の対象

平成 30 年度に随意契約の方法により締結した契約（平成 30 年 4 月 1 日から平成 30 年 11 月 30 日まで）で次のものを対象とした。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項の規定によるもの。
- (2) 町契約規則第 25 条の表に定める随意契約によることができる予定価格の限度額を超えないもののうち、契約金額が 10 万円以上 50 万円未満のもの。

### 4 監査の目的及び着眼点

#### (1) 目 的

契約担当課においては、契約事務を専門に執行しており、その事務管理には最善の注意が払われている。しかし、契約担当課以外の契約事務の手続きで、入札によらない随意契約については、契約担当課への合議の要否、複数の見積書徴集の要否など認められた処理方法が多様である。

以上のことから、随意契約に関する事務の執行について、契約事務の適正かつ効率的な執行の確保等の観点から監査を実施した。

## (2) 着眼点

ア 契約事務は法令等に従って適正に行われているか。

(ア) 随意契約の方法及び手続きで、随意契約の理由、通知手続き、設計書及び仕様書、予定価格の算定方法、契約発注の時期等は適正か。

(イ) 随意契約締結事務で、権限を超えて契約を締結しているもの及び恣意に分割している契約はないか。

(ウ) 契約書（請書）、見積書等関係書類等の整備、支払いの時期設定等は適切か。

イ 契約事務の効率性・能率性の確保が図られているか。

## 5 監査の方法

財務会計システムに登録された平成 30 年度の契約に係るデータから、次の表に掲げる 4 契約を抽出し、契約事務を行った担当課に關係資料を求め、「監査の着眼点」に基づき、必要に応じて關係職員への質問を行い、監査を実施した。

(単位：円)

所管課	契約の内容	契約金額	契約の相手方
介護福祉課	平成 30 年度砥部町障害者相談支援事業委託業務	225,469	あゆみ学園
		464,869	宗友福祉会
		960,000	砥部町社会福祉協議会
子育て支援課	宮内小学校第 2 放課後児童クラブ増設工事監理委託業務	486,000	礎企画設計事務所
農林課	愛媛県植樹祭植樹支援委託業務	496,800	泉造園
学校教育課	砥部町立小中学校図書購入	1,860,129	稲田書店

## 6 監査の結果

監査の結果は、おおむね適正に処理されていると認められた。今後も契約規則等を遵守し、公正かつ適正な契約事務の執行に努められたい。